

項	防火対象物の種類	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場または観覧場
	ロ	公会堂または集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブの類
	ロ	遊技場またはダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(一)項イ、(二)項二、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックス、漫画喫茶、ネットカフェ、テレフォンクラブ、個室ビデオ等
(3)	イ	待合、料理店の類
	ロ	飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗または展示場	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	要介護者、重症者が入所する社会福祉施設等
	ハ	介護を要さない方が入所または要介護者が通所する社会福祉施設等
	ニ	幼稚園または特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校の類	
(8)	図書館、博物館、美術館の類	
(9)	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待ち受けに用いる供する建築物に限る。）	
(11)	神社、寺院、教会の類	
(12)	イ	工場または作業場
	ロ	映画スタジオまたはテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫、駐車場
	ロ	飛行機または回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫	
(15)	全各項に該当しない事業場（事務所、銀行、裁判所等）	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、特定望海対象物の用途に供される部分が存在するもの
	ロ	複合用途防火対象物のうちイに掲げる防火対象物以外のもの
(16の2)	地下街	
(16の3)	準地下街	
(17)	文化財保護法の規定により重要部家財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財としてしてされ、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物	
(18)	延長50メートル以上のアーケード	